

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○島尻主査 これにて赤嶺政賢さんの質疑は終了いたしました。

次に、長妻昭さん。

○長妻分科員 立憲民主党の長妻昭でございます。よろしくお願いいたします。

今日、木原副長官にもお出ましいただいて、本当に木原さんは内閣の要で、機動力が売りなんですから、コロナ対策で木原さんがいながら後手後手に回っている、ちよつと残念でなりませんので、本来の持ち味の機動力を十分發揮していただきたい。本当に期待しているんですから、お願いいたします。

今日は、安全保障ということでございまして、まず、ウクライナ情勢が緊迫しております。今日十六日にも侵攻があるのではないかと言われておりますけれども、木原副長官は情報収集の担当でもあるということでございますので、質問させていただきます。

まず、米国は、二〇一八年に国家防衛戦略を策

定して、今日、二正面作戦は大変困難であると。

つまり、例えばウクライナで何か起こった場合、そこに軍事力がある程度割かれる。そうしたときに、その空白を狙って、日本近海、日本海周辺の、尖閣を含めて、いろいろなところで他国が何らかの行動を活発化するのではないかとという懸念を私も非常に持っているところでございます。

ウクライナが、侵攻があるかどうかは別にしていずれにしても、そういう状況が仮にあったときにとにかく、今の段階で、他国が空白が起る可能性を見ながら日本近海で動きを活発化している、そんなような情報というのはどれだけ入っておりますでしょうか。

○木原内閣官房副長官 ウクライナの情勢については、予断を持って申し上げることは避けたいというふうに思います。

その上で、委員から御指摘いただいたとおり、我々の周辺の国際環境は極めて緊迫している、そして不安定さを増している状況でありますので、常日頃から情報収集に全力を挙げているところであります。その一つ一つについてここでお答えすることは差し控えたいというふうに思いますが、様々な情報に接しているところでありまして、緊張感を持って対応してまいりたい、このように思っております。

○長妻分科員 ちよつと余りお答えいただけないんですけれども。

これは、防衛大臣、米国の軍事力の空白を狙って、日本海周辺、日本周辺で、中国など、動きが活発化する予兆などというのはつかんでおります

でしょうか。

○岸国務大臣 ロシアの海軍が各管区で演習をしっております。その中で、我が国周辺においては、オホーツク海において二十隻を超える艦船が活動をしていると承知しております。

○長妻分科員 私が聞いたのは、尖閣とか、東シナ海を含めて、そういうところでの中国の活動については、今時点でどんな現状でございましょうか。

○岸国務大臣 東シナ海や、とりわけ尖閣の周辺におきましては、中国艦船については恒常的に活動しておるところでございますから、こういったことに対しまして、防衛省・自衛隊としてはしっかり注視をしてまいりたいと考えております。

○長妻分科員 そして、木原副長官にお尋ねしますが、仮にロシアがウクライナ侵攻をしたとすれば、日本はどんなような制裁を科そうというふうに考えているのか、概要ぐらいはちよつと御披露、お示しただければ。

○木原内閣官房副長官 ウクライナの情勢について予断を持って申し上げることは避けたいというふうに、控えたいというふうに思いますが、他方で、一月二十七日、バイデン大統領と岸田総理の間で会談が行われた際には、いかなる攻撃に対しても強い行動を取ることについて、米国あるいは国際社会その他の友好国との間で緊密に調整をしていくということを申し上げておりますので、しっかりとした対応をしていきたい、このように思います。

その中身については、まさに今調整中というこ

とでありますので控えたい、このように存じます。
○長妻分科員 強い行動を取る中の経済制裁についても、今からというか、もう相当詰めていただいていると思いますけれども、是非、厳重な形で実施していただきたいというふうに思います。

そして、インテリジェンスについては、私自身は、日本は特に専守防衛ということなので、専守防衛の国だからこそ、インテリジェンス能力は世界有数のものをやはり持つ必要があるんじゃないかと。世界の比較を、いろいろな資料を見ますと、残念ながら、日本のインテリジェンスは、人員も予算も最低レベルなんです、先進国で。本当に残念なことでございます。

巨大な装備に比べて、人件費中心のインテリジェンス予算というのはそれほど大きいものではないので、効果は相当大きいわけですから、何でもこれを日本はきちっと増強しないのかなというのは私も、当選以来、インテリジェンス研究会のような形でいろいろ勉強会をやっておりますけれども、再三再四申し上げておりますが、なかなか。少しは進んでいるんですけども。

これについて、今後の意気込みを、副長官に。
○木原内閣官房副長官 冒頭、長妻委員から御指摘いただいたとおり、我が国にとって、情報、インテリジェンス機能というのが極めて重要だということ、全く思いますが、

そうした中で、我が国を取り巻く国際環境はますます厳しくなっておりますし、そして不確実性も増していますので、我が国の国益を守り、また国民の安全を守っていくためには、情報収集、分

析、集約、これが極めて重要でありますので、今回も経済安全保障面のインテリジェンス機能の強化に取り組みさせていただいておりますけれども、更に内閣として体制の強化、そして能力の強化に努めてまいりたい、このように考えております。
○長妻分科員 是非、本当に本気をお願いしたいと思います。

それでは、木原副長官、御退席いただいております。ありがとうございます。ありがとうございました。よろしくお願いします。

そして、敵基地攻撃能力について質問をいたします。

限界事例で考えると、例えば、日本が物理的に他国から攻撃された、攻撃を受けた、つまり、我が国の領域内にミサイルが着弾した。その後、連続してミサイルが我が国に飛んでくる、あるいはミサイルの飽和攻撃がある場合、日本の、あるいは米国と合同のミサイル迎撃体制では防御が難しい。こういう場合、難しいから撃たれ放しだ、こういうわけにはいかないわけでございます。国民の命を守るために、そういう場合、どう防御するのか、これは私は議論する必要があると思うんです。

ただし、その際には、私は大きく三つの留意点があると思うのが、一つはまず日米の役割分担、自衛権発動の三要件の中の必要最小限度、そして三番目に技術的限界。この三つに留意して整合的に議論する必要がある。私は、こういう議論の中で一番よくないのは、議論をごまかさないうことだと思えます。きちっと議論を明確にしながら

ら、その是非を含めて議論していくという姿勢が重要だというふうに考えているところでございます。

その脈絡の中で幾つか質問をいたしますと、まず、この敵基地攻撃能力といったときに、その手段ですね。いろいろな選択肢があると思うんですが、具体的に言うと、兵器、これは検討の対象外だというような兵器については具体的にどういうものがありますでしょうか。

○岸国務大臣 今委員御指摘のとおり、我が国の周辺には多数の弾道ミサイルが配備をされております。そうしたところに対して、我が国としてもしっかりと守りを固めていかなければいけない。

そういうことで、弾道ミサイル、BMDの体制をこれまでも取ってきたところでございますが、ミサイルを撃ち落とすということだけで我が国の防衛を全うできるかという問題意識の中で、先般から、いわゆる敵基地攻撃能力を含めたあらゆるオプションを検討していきましよう、もちろん、国際法や憲法の下で、日米の基本的な役割分担を変えない範囲で検討していきましようということでございます。

その中で、当然ながら、必要最小限度ということになります。そういう意味で、武器としては、例えばICBMとか攻撃型の空母とか、そういった、それだけで相手方をせん滅するような攻撃的な武力というものは保持をしないという考えであります。

○長妻分科員 そうすると、敵基地攻撃能力を持つと選択した場合でも、ICBMとか攻撃的空母、

例示だと思いますが、これは兵器の選択肢から除外する、つまりそれは持たない。

この中には長距離戦略爆撃機も入りますか。

○岸国務大臣 長距離戦略爆撃機も入ると考えております。

○長妻分科員 敵基地攻撃能力を持ったとしても長距離戦略爆撃機は入れないということでございます。明確な答弁だと思います。

もう一点、排除する兵器、手段として、これはどうなんでしょうか。

相手国の領空内に戦闘機が入って、その戦闘機から爆撃をする、爆弾を落とす。相手国の領空に我が国の戦闘機が入って、もちろん自衛権の三要件を満たした上でですよ、それは当たり前ですが、その戦闘機が相手国に入って爆撃する。これについては排除するのいかないのか、いかがでございますか。

○岸国務大臣 従来から、武力の行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のため必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないかと解してきておるところですが、一方で、昭和三十一年の統一見解で示されたように、誘導弾等による攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限の措置を取ることは、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的に自衛の範囲内に含まれ、可能であると解してきているところでございます。（長妻分科員「それは分かっ

ているんです。航空機による爆撃は排除するんですか」と呼ぶ）

これは、もちろん、その三要件、これは重要でございますけれども、その上で、排除されないものだと思います。

○長妻分科員 排除されないということですね。

つまり、世間は、敵基地攻撃能力というと、ミサイルを発射して相手国の敵基地を破壊するとうようなイメージを持っておられる方も多いと思うんですが、それだけではなくて、選択肢としては、相手国の領空内に我が国の戦闘機が入って爆弾を落とす、こういうことについても検討の選択肢としては排除しない、こういうことよろしいですね。

○岸国務大臣 まず必要最小限度、それから他に手段がない場合、このような条件は、もちろん三要件の下で考えなければなりませんけれども、あと、そのことについては、全体の状況によって判断してまいらねばならないと考えております。（長妻分科員「排除しないということか」と呼ぶ）排除をしないと考えております。

○長妻分科員 こういうふうには、明確にいろいろ議論をしていかないといけないと思います。次に、これも難しいところがあると思うのが、存立危機事態での、我が国の自衛権の事態になったときの敵基地攻撃能力だと思うんですが、武力攻撃事態の場合、これは、我が国が攻撃を受けて、それについて、更にミサイルが飛んできたときに、的確にミサイル迎撃だけでは防衛できない場合、これはやはり何らかの能力を持たなきゃいけない

というようなことについて、当然、アメリカの打撃力というのが不十分だという前提があると思うんですけれども、いろいろな議論はそこで出てくると思うんです。ただ、存立危機事態の場合は、我が国が物理的には攻撃を受けていないが我が国に危険がある、こういう状況ですよ。存立危機事態、さんざん議論しました。

その場合、我が国が物理的に攻撃を受けていないにもかかわらず、アメリカからの要請で、敵基地を我が国のアセットで攻撃をしていくというのは、こら辺になると、国民的合意というのがなかなか、個別的自衛権と集団的自衛権で相違いが出てくるんじゃないかというふうには大臣も思われませんか。

という意味では、検討するとき、存立危機事態下の自衛権発動の敵基地攻撃能力と、武力攻撃事態、つまり個別的自衛権の中での敵基地攻撃能力と、おのずから違いが出てくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○岸国務大臣 武力の行使という点において、基本的にやはり新三要件の下で行われるという判断でありますから、いかなる事態であってもその部分の変更はない、変わりはないというふうには認識しております。

その上で、検討の結論を予断することは差し控えていただきます。いわゆる敵基地攻撃能力を含むあらゆる選択肢をこれから議論してまいります。国家安保戦略策定の中で、我が国憲法と国際法の範囲内ですっきりと議論してまいりたいと考えております。

○長妻分科員 もう一つ、今回の敵基地攻撃能力の議論を始めるきっかけ、契機なんです。これは、ありていに言うと、米国の打撃力が相対的に弱くなっていると。これが一つの契機になっている。大臣、別に全部答弁書を読む必要はありませんで、基本的なことでもやり取りをしたいので、米国の打撃力が相対的に弱くなっている、こういうことも一つの契機になっているということでもよろしいわけですね。

○岸国務大臣 米国の力の相対的な低下というよりは、私は、むしろ、全体的な技術力の進歩とかそういう面でのことで検討していかなければならぬと思っております。

○長妻分科員 これは、私は、相対的という言葉だと思っております。別に、米国の絶対的な打撃力は落ちてはいないけれども、他国が相当技術的に進歩すると米国の打撃力が相対的に弱くなってくる、そういうことではないのでしょうか。

これは、配付資料のページ目でございますが、過去、船田国務大臣が答弁をされているんですが、つまり、「他に防衛の手段がある場合に敵基地をたたくということはない」ということをおっしゃっておられるんですね。他に防衛の手段というのはどういふことかとというと、船田答弁によると、日米安保条約、共同作戦、米国の軍事力、つまり、それが他に防衛の手段があるということなので、それは「いわゆる他に方法があるということになるかと存じます。」ということ、この当時、これは昭和三十一年の答弁ですので、相当昔ですから、米国の打撃力があるからこれは他に防衛の手

段があるんだ、だから敵基地をたたくということはない、こういう答弁があるのでございます。

そうすると、他に防衛の手段というのが今まではあったから敵基地攻撃能力は我が国は保有しない、こういうことにもつながるわけでございますが、他に防衛の手段としての米国の打撃力がなくなってきた、もちろんゼロか一〇〇じゃないですけど、弱くなってきたということがこの答弁を変える契機になっているんじゃないでしょうか。

○岸国務大臣 他に手段がないということですけども、我が国としていかなる状況において講ずるいかなる措置が自衛の範囲に含まれるかということについては、実際に発生をいたしました武力攻撃の規模や態様といった、個別具体的に判断されるものであるというふうに考えておるところでございます。米軍の支援の有無といった限られた与件のみをもって判断されるものではないと考えております。

○長妻分科員 これは、そうすると、我が国が仮に敵基地攻撃能力を持ったとした場合、日米の役割分担というのは変わると思っております。大臣、そう思いませんか。日米の役割分担というのは、その場合でも全く変わらないんですか、全く変わらないということではないんですか。

○岸国務大臣 二〇一五年のガイドラインに基づきますと、日本の防衛については、自衛隊が主体的に日本の防衛に当たる、米国はあくまでもそれを支援するという立場でございます。こういう基本的な役割分担を変えないで議論をしたいと考え

ておるところでございます。

○長妻分科員 基本的な役割分担を変えないというのは今おっしゃったんですが、ただ、役割分担は全く変えないということではないですよ。これは、変更は一定程度、もちろんありますよね。

○岸国務大臣 これから議論をしていくことでございます。予見をするようなことは避けたいと考えております。

○長妻分科員 だから、基本的には変えないというふうにおっしゃいましたが、全く変えないわけじゃない、そういう選択肢もあるということですよ。

○岸国務大臣 今本当に申しましたように、これからしっかりと、様々なオプションを、あらゆるオプションを含めて議論をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○長妻分科員 これは、米国と相当厳密にすり合わせていただかないといけないというふうに思います、我が国が独りよがりの議論を進めていくわけにはいきませんので。

そして、最後に、タイミングというのが難しいと思うんですね、敵基地攻撃能力。もちろん、先制攻撃は国際法的にも国連憲章でも許されませんので、先制攻撃と取られないようにしないといけない。ここが私は心配なところですよ。

一つは、着手。つまり、武力攻撃事態というのは、武力が物理的に発生していなくても、武力攻撃の着手があれば、これは自衛権発動の三要件がそろってれば武力行使できる、これが我が国の解釈であります。ただ、着手の段階で我が国が

敵基地攻撃能力を発動するということは非常に難しいところでは、

今までは、着手については、どういう場合かというのには厳密にそれほど日本では議論されていなかったんですね。

この配付資料でも、二ページ目の上でございませぬが、幾度となく答弁がありますが、例えば、令和二年の七月八日の河野太郎さんの、国務大臣の答弁。着手については、どういう時点かというところ、何をしながら判断しなきゃいけないかというところ、その時点の国際情勢、相手側の明示された意図、攻撃の手段、攻撃の態様などによるものであり、個別具体的な状況に即して判断すべきものだ。ちよつと抽象的なんですよね。

これは、実際にどのタイミングでできるのかというのが非常に分かりにくいところでありまして、果たしてその着手の段階で日本が反撃して耐えられるのかどうかというふうなことも相当議論しなければいけないというふうにも思いますが、この着手の基準というのを、厳密にもつと、こういうアバウトではなくて、考えていくということも併せてやらなきゃいけないと思うんですが、大臣、いかがでございませぬ。

○岸国務大臣 我が国に対する武力攻撃の発生は、委員御指摘のとおり、着手の問題であります。

そして、その着手については、今御指摘のとおり、その時点の国際情勢とか相手方の明示された意図等々、個別具体的な状況に応じて判断していくものでございます。（長妻分科員「もうちよつと基準を研究していただけませんか。基準を明確

化してもらえませんか」と呼ぶ）非常に、これは事態に即して判断していかなければいけませんので、難しい問題だと考えております。（長妻分科員「明確に。もうちよつと基準を研究してもらえませんか、研究」と呼ぶ）この時点でお答えすることは差し控えさせていただきます。

○長妻分科員 これは、着手の段階で敵基地攻撃能力を発動するとすれば、相当いろいろ考えてやらないと、ひよつとすると、相手国は、ちよつとどういう状況か、もちろんアメリカとの共同作戦になると思いますが、相手方は、もう現実には我が国を攻撃する形で着手をしていたにもかかわらず、攻撃されてそのミサイル等が破壊された場合、仮に、向こうの国は、いやいや、それはそういうつもりはなかったのに先制攻撃だ、こういうふうな国際社会に訴えた場合、我が国は、きちつとそれに対して反論するための証拠なり根拠なり基準なりを持っていないと、国際社会の中から先制攻撃とそしりを受けかねないと思います。

米国の存立危機事態についても、米国側が武力攻撃を受けた、それも米国側が物理的に受けていなくて、米国が、自分たちに武力攻撃の着手があったという前提で、我が国に対しても敵基地攻撃能力、協力してほしいと言われたときに果たしてどういう対応をするのか、どういう検証、確認をするのか、これは相当精緻な議論をしなければいけない。

冒頭私が申し上げましたような、日米の役割分担、必要最小限度、技術的限界、こういうものを、議論をごまかさずに精緻な形で議論をしていくと

いうことをお願いいたしましたして、私の質問いたします。

ありがとうございました。

○島尻主査 これにて長妻昭さんの質疑は終了いたしました。